

平成30年9月18日

西都市長 押川 修一郎 様

地方独立行政法人西都児湯医療センター
評価委員会委員長 松 本 英 裕

意 見 書

地方独立行政法人西都児湯医療センターの中期目標の期間の終了時の検討について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第2項の規定に基づく当評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

西都児湯医療センターは、平成28年4月1日に地方独立行政法人化して以来、当評価委員会の年度ごとの業務実績評価は、「中期目標・中期計画の達成に向けて概ね順調に進んでいる」、また、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価においても「中期目標を概ね達成する」と判断している。加えて、今後予定している新病院の開設により、西都児湯医療センターが地域医療に果たす役割は、より重要なものになるものと考えられる。

これらのことから、地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行うことが適当である。

なお、次期中期目標の策定に当たっては、評価委員会において意見、指摘のあった課題等を整理し、地域の中核的病院としての役割と経営基盤の安定について、更なる推進を目指していただきたい。